

「第 10 回札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」会議録

I 開催日時・場所

日 時：令和元年 10 月 23 日（水）13：30～14：30

場 所：札幌市役所本庁舎地下 1 階 3 号会議室

出席者：（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会北海道支部 大竹事務局員
（公社）全日本不動産協会北海道本部 大野事務局員
（公社）北海道宅地建物取引業協会 徳野事務局長
（公社）北海道マンション管理組合連合会 町田事務局長
（一社）マンション管理業協会北海道支部 富永事務局長
ApamanProperty（株） 越野課長
（株）常口アトム 赤井不動産管理部部長
武藤法人営業部グループマネージャー
環境局 環境事業部 吉田清掃事業担当部長 中村業務課長
前田中央清掃事務所長 佐藤白石清掃事務所長

II 会議概要

1 開会

（札幌市）

- 本日はお忙しい中、札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、札幌市環境局 環境事業部 業務課の中村と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、札幌市環境局 清掃事業担当部長の吉田よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

（札幌市）

- いつもお世話になっております。札幌市環境局 清掃事業担当部長の吉田でございます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

- 本協議会は、平成 21 年に発足してから今年で 10 年が経過することとなりました。これまで皆様方には、日頃から札幌市の清掃行政にご理解をいただきますとともに、家庭から出るごみの適正な排出・適正な分別の啓発にご尽力をいただいておりますこ

とに、心から感謝を申し上げます。

- さて、札幌市内のごみステーション数は、平成 21 年度は約 37,000 か所でしたが、現在、約 53,000 か所となっております。以前は、主に戸建ての方が利用する共用ステーションの方が多かったのですが、2～3 年前から共同住宅の専用ごみステーションの方が多くなっています。
また、増加数についても、昨年から約 1,800 か所増加したうちの 7 割以上を占めているのが共同住宅専用のステーションであり、本協議会の取り組みはますます重要性を増しているところでございます。
- 平成 30 年度に札幌市でまとめたごみに関する市民意識調査では、正しく分別されていないゴミ袋を出している人がいる状況について、「よく見る」「時々見る」と回答した人を合わせた割合が 4 割強となっております。平成 21 年度には、この割合が 6 割弱でしたので、この 10 年間の取組で少しずつ低くなってきてはおりますものの、今後も継続的な普及活動の必要性が窺えるところでございます。
- また、最近の状況といたしましては、札幌市の外国人の人口が 15,000 人近くとなり、ごみ分けガイドなど啓発物においても、様々な外国語に対応しなければならないなど、多様なニーズに合わせた啓発活動も必要になってきております。
- 最後になりますが、皆様方におかれましては、排出マナーの向上に向けて引き続きお力添えを賜りますとともに、本日の協議会が皆様にとって有意義なものとなりますよう、活発な意見交換をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 自己紹介

(札幌市)

- 続きまして、今回初めてご出席される方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。
(順次、自己紹介が行われた。)

4 報告事項

(札幌市)

- それでは、次に「報告事項」に移ります。
- ごみステーションの現状や、外国人に向けた啓発活動などについて、事務局よりご説明いたします。なお、ご質問等につきましては、報告事項 4 点全てご説明した後にお伺いいたします。
(1) 「ごみステーションの現状」について (業務課)

平成 30 年から平成 31 年にかけて、ごみステーションは全体で 1,800 箇所増加しました。共同住宅の専用ごみステーションの伸び方は顕著で、1,800 箇所のうち、

1,300箇所を占めています。

本市が平成30年度に実施した不適正排出率の調査では、平成18年度調査結果と比較し、共同住宅・戸建住宅エリア共に大幅に改善していますが、依然として共同住宅エリアのごみステーションはルール違反の排出が多くみられるということから、今後も啓発活動が必要と考えています。

また、区別の共同住宅むね数及び専用ごみステーション数については、平成25年度の「住宅・土地統計調査」結果に基づく推計であり、5割以上の共同住宅が専用ごみステーションを設置しており、今後も専用化は進んでいくと考えています。

(2) 「ごみ排出マナー啓発用ポスター等の配布協力」について（業務課）

昨年度開催しました第9回協議会の中で、傘下の会員の方々に、ごみ排出マナー啓発用ポスターの周知や、ごみ分別アプリの周知用チラシの配布依頼をさせていただいたところですが、

傘下の会員の方々への周知として、平成31年3月から協議会会員の皆様に、ごみ分別アプリの周知用チラシの掲出依頼文書や、ごみステーションの排出状況の改善に向けた対応についての依頼文書の配布をお願いいたしました。また、令和元年9月以降ごみ排出マナー啓発用ポスターの掲出依頼文書を配布いただきました。傘下の会員の方々で、ごみステーションへの排出状況が悪く、お困りの方にご利用いただけるものと考えております。

また、令和元年10月以降、常口アトム様におかれましては、市内全域の管理物件約3,200箇所にて、ごみ排出マナー啓発用ポスターの掲出にご協力いただけるとお伺いしております。

この他にも、全国賃貸住宅経営者協会連合会北海道支部様の令和元年6月の定期総会、9月の研修会において、札幌市環境局環境事業部業務課の職員に、ごみの適正排出に向けての効果的な方法を説明にお時間をいただきました。

(3) 「ごみ分けガイド等の外国語への対応」について（業務課）

英語・中国語（簡体字）・韓国語については家庭ごみ収集日カレンダー・ごみ分けガイド・ごみ分別アプリの全てに対応しており、ロシア語はカレンダーのみの対応となっております。なお、毎年8～9月に全戸配布している家庭ごみ収集日カレンダーは英語を併記しており、中国語・韓国語・ロシア語については併記したものを札幌市ホームページ上に掲載しております。

ベトナム人の人口増についてですが、平成21年には36名の外国人登録人口でしたが、令和元年9月1日現在では1,409名と大幅に増加しています。これは中国、韓国に次いで3番目に多く、これらの状況に対応するため、今年度中にベトナム語版のごみ分けガイドを作成する予定です。

(4) 「ごみステーションステッカーの廃止」について（業務課）

平成21年度の家庭ごみ排出ルールの変更に伴い、あらゆる機会を通じてごみ分

別区分・排出日の周知を図るため、ルール変更以前より使用していた、ごみステーションステッカーも今日まで継続してきました。しかし、家庭ごみ排出ルールを変更してから10年が経過した現在は、家庭ごみの排出日等については、毎年8～9月に全戸配布している家庭ごみ収集日カレンダーで、ご家庭で確認してから排出するようお願いしているところです。

また、若い世代に向けては平成25年度より、スマートフォン端末等で利用できる無料のごみ分別アプリの配信を開始しております。

ごみステーションにごみステーションステッカーを掲示することで、利用者以外にも、ごみステーションであることが知られてしまうこともあり、ポイ捨てや資源物の持ち去り等に繋がってしまうことが多々あるため、ごみステーションステッカーの作成を中止することといたしました。

なお、当協議会の本会員及び賛助会員の方々に対しましては、今年度末に廃止する旨を連絡したいと考えております。

札幌市ホームページ上に掲載されているごみステーションステッカーのデータにつきましては、掲載を継続いたしますので、必要に応じでご利用いただける状態です。

- 以上4項目につきまして、ご報告をさせていただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。
(質問は無かった。)

5 議題

(札幌市)

- それでは議題に進めさせていただきます。「集団資源回収のコーディネート事業」について、札幌市環境局 環境事業部 循環型社会推進課 減量推進係長の久井から説明いたします。

(1) 「集団資源回収のコーディネート事業」について（循環型社会推進課）

札幌市では昨年度から共同住宅入居者への集団資源回収の利用促進に向けた取り組みを行っております。ご存知のとおり、新聞・雑誌・ダンボールの主要古紙につきましては、町内会等が実施しています地域の集団資源回収に排出していただくこととしています。

しかしながら、アパート等の賃貸共同住宅の入居者の方は、物件の性質上単身者が多く、市外からの転入者も多いという状況もあるため、入居者が集団資源回収の仕組みを知らずに排出方法が分からず困っている場合もあり、結果的にごみステーションの利用状況悪化にも繋がっています。

こうした状況を受けて、町内会と清掃事務所が連携し、管理会社様にもご協力をいただきながら、共同住宅入居者へのチラシのポスティングやポスターの掲示とい

った方法により共同住宅入居者が集団資源回収を利用するように誘導するという事業を開始しました。

昨年度につきましては、各清掃事務所から町内会に声かけをさせていただき、既に32の町内会が参加し、638の共同住宅が集団資源回収の利用を開始しました。将来的には清掃事務所が町内会からの相談を受け、コーディネートに動くという形を目指しています。

清掃事務所と町内会、管理会社の役割分担ですが、清掃事務所はチラシ等の広報物の用意や排出後の現地確認といったフォローを行い、町内会は回収業者との調整、管理会社はポスティングやポスター掲示ということを想定していますが、実際には清掃事務所の方から各町内会や管理会社様との打ち合わせを踏まえて、適宜調整させていただきたいと思えます。

そこで、皆様へのお願いですが、本事業を推進するためには、管理会社様や物件オーナー様への周知とご協力が必要不可欠であり、このため資料6のとおり、周知文の案を作成させていただきましたので、各不動産関係団体の皆様から、会員への周知と協力依頼にご協力いただきたいと思います。

(札幌市)

- ご説明させていただいたように、集団資源回収の利用促進に向けて、ご提案させていただくものでございます。

分譲マンションではそれぞれの物件ごとで取り組まれている所も多いかと思えますので、北海道マンション管理組合連合会様、マンション管理業協会北海道支部様につきましては、また後日、個別にご相談させていただきたいと思えますが、それぞれの団体の会員の皆様方に対しての周知、ご協力の依頼をお願いしたいということですが、ご承諾いただけますでしょうか。

(一同の承諾を得た)

- 皆様からのご賛同をいただきましたので、後日、事務局より日程や必要部数等、詳細についてご連絡させていただきます。
- その他、皆様から最近の傾向等についてご教示いただけることがありましたらお願いいたします。

(常口アトム)

- 学生が多く住む地域や中央区のすすきの近辺等は、ごみ出しの時間を守らないことが多く、改善しようとして取り組んでいます。あまりに排出状況が悪い地域は防犯カメラを設置しましたが、設置しただけでは効果が無いと感じました。

(ApamanProperty)

- 北大近辺の管理物件はごみ排出マナーが悪い傾向にあると思われます。巡回スタッフで定期的に対応したり、防犯カメラの設置も試みましたが、名指しで注意しない限り改善は困難だと思われます。

(札幌市)

- 中央区では以前から単身の若者世帯が多い特性があると思いますが、最近の状況はいかがでしょうか。

(中央清掃事務所)

- 先ほど常口アトム様からも話が出ましたが、中央区の特徴として専門学校等の学校が中心部に多く、全ての学校にはありませんが、新入学生が入る時期に清掃事務所の職員が直接学校に出向いて、ごみ排出ルールを周知する出前教室といった活動を毎年実施しています。

また、私見ではありますが、中央区であれば共同住宅の8割以上が専用ごみステーションを設置しており、カラスによる被害やごみがステーションから溢れて美観を損ねるといった点は改善してきていると思います。これは共同住宅の管理会社様の協力による部分が大きいと考えています。清掃事務所としても管理会社様と積極的に協力していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

(札幌市)

- 白石区・厚別区では戸建住宅が多い地域や共同住宅が多い地域、これらが混在する地域もあると思いますが、最近の状況はいかがでしょうか。

(白石清掃事務所)

- 白石区・厚別区の場合、特に戸建住宅と共同住宅が共用で使用しているごみステーションは、どうしてもごみの排出量が多くなる傾向にあります。併せて管理や責任の所在が明確になっていないということもあり、ルール違反の排出が散見される状況です。

これらのルール違反ごみについては、バツテンシールを貼って、排出者が気が付くよう期待して数日間様子を見ますが、そうすると本来のごみがステーションに入りきらないということで、カラスの被害に遭い、ごみステーションを管理する町内会からの苦情になるケースがあります。

今後、このようなごみステーションについては清掃事務所、あるいは町内会の方から管理会社様や物件のオーナー様に専用ごみステーション設置依頼があると思いますので、よろしくお願ひします。

(札幌市)

- 皆様から全体を通して何かございますでしょうか。

(北海道マンション管理組合連合会)

- 分譲マンションについてですが、例えば築30年の物件であれば施設部分の老朽化、住民の高齢化、住民の高齢化に伴う組合役員のみ手不足といった問題があります。その他にも認知症の方や、ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な方もいらっしゃいます。色々と工夫をしながら対応していますが、今後も増加するのではないかと考えます。

(マンション管理業協会北海道支部)

- 北海道マンション管理組合連合会様のお話のとおりです。分譲マンションの8割以上は終日ではないにせよ、隔日勤務のような形態で管理人が居ますが、高齢のためか、ごみの曜日を何度も間違えてしまうといったケースや、認知症や独居の高齢者世帯で、ごみの排出が滞っているというような話も聞きます。管理人を介してなんとか対応しているような状況ですが、これからも続けていかなければならないと思います。

(札幌市)

- この他にも何かございますでしょうか。

(全国賃貸住宅経営者協会連合会北海道支部)

- 先月開催しました、賃貸住宅のオーナー様向けのセミナーで、ごみ排出マナーについての講義を札幌市環境局にお願いしましたが、非常に分かりやすく良かったので、集団資源回収のコーディネート事業についても検討しようと思います。

(全日本不動産協会北海道本部)

- 当協会では、大学に入る手前の高校3年生に対して、授業の一環で不動産取引にあたって、契約の確認すべき事項等を協会の会員が行って説明するといった取り組みがあります。その際にごみ排出マナーの啓発はしっかり行っていますが、今後、説明部分について、ご協力をお願いすることを検討したいと思いました。

(北海道宅地建物取引業協会)

- 全日本不動産協会北海道本部様と同じく、宅地建物取引業者の団体ですので、多くの会員様は賃貸物件の仲介をして、契約した後は管理会社様やオーナー様にバトンタッチとなるのですが、仲介契約の際にごみの問題については啓発が必要だと感じました。

団体としては一人暮らしをする際の注意点をまとめた「一人暮らしガイドブック」という冊子を作成し、必要に応じて会員にも配布しております。その中にごみ排出の件は記載しております。

(札幌市)

- 様々なご意見をいただき、ありがとうございます。

6 連絡事項

(札幌市)

- それでは最後に連絡事項ですが、次回の協議会につきましては、事務局より別途ご連絡させていただきます。
- 以上で本日の会議を終了いたします。長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。